

# 確定・住民税申告相談のおしらせ

令和8年度（令和7年分）申告相談は、待ち時間を短縮するため、来場日時を事前に予約していただきます。地区割はありませんので、ご希望の会場・日時を予約してからお越しください。

## 令和8年度（令和7年分）の申告相談

【期間】 2月16日（月）～3月16日（月） ※土日祝日を除く

【会場】 麻生公民館 2階 研修室

北浦庁舎 2階 第1会議室

玉造庁舎 2階 第1会議室

【時間】（午前の部）8:30～11:30（午後の部）13:00～16:00

▼予約時間枠（1枠30分程度を予定しています。）

午前の部	8:30～9:00	9:00～9:30	9:30～10:00	10:00～10:30	10:30～11:00	11:00～11:30
午後の部	13:00～13:30	13:30～14:00	14:00～14:30	14:30～15:00	15:00～15:30	15:30～16:00

※他の申告者の進行状況により、予約した時間よりお待ちいただく場合があります。事業所得がある方や医療費控除を受ける方は、事前に必要書類を作成の上、会場にお越しください。

※はがきが届いていない方も申告予約は可能です。

※混雑緩和のため、LINE予約を先行して開始しますが、申し込み方法ごとに予約枠を設けているため、LINE予約のみで定員になることはありません。

## ご用意いただくもの

市からのはがき



※予約時に予約番号とパスワードが必要になります。

市での申告には  
**事前予約**  
が必要です

### ① LINE予約



受付期間	申告相談期間	受付時間	予約方法
1月29日（木）9:00～3月16日（月）8:00	2月16日（月）～3月16日（月）	24時間	「行方市公式LINE」 を友だち追加し、 「各種予約」 →「申告相談予約」

※申告希望日の当日8:00までに予約してください。

### ②電話予約



#### ▼予約受付期間

申告相談したい日によって、予約受付期間が異なります。

受付期間	申告相談期間	受付時間	予約方法
2月4日（水）～2月13日（金）	2月16日（月）～2月27日（金）	9:00～17:00	予約専用ダイヤル <b>0299-77-7272</b>
2月16日（月）～3月13日（金）	3月2日（月）～3月16日（月）	※土日祝日を除く	

※申告希望日の前日（前開庁日）17:00までに予約してください。



# 困ったどうすればいい？

## ～申告相談の予約編～



ここでは、申告相談の予約の疑問にお答えします。よくある質問は「申告相談のおしらせ」にも記載していますので、そちらをご確認ください。

### 予約なしで会場に行っても、申告相談はできますか？

事前予約制のため予約がない場合、申告相談はできません。必ず予約をしてください。LINE 予約の場合は申告希望日の当日 8:00 までに、予約専用ダイヤルの場合は申告希望日の前日（前開庁日）17:00 までにご予約をお願いします。なお、当日の整理券配布は行いません。

### 税務課・申告会場でも事前予約はできますか？

税務課や申告会場で予約することはできません。LINE 予約か予約専用ダイヤルのみの予約となります。ただし、LINE 予約・電話予約のどちらもできない場合は、税務課または各庁舎の総合窓口にご相談ください。

### 当日会場に行くのが遅れてしまったらどうなりますか？

予約した時間帯にお越しにならない場合は、キャンセルとさせていただきますので、再度予約を取ってお越しください。なお、当日は予約した時間帯の 10 分前までにお越しください。

### 希望日の予約がいっぱいで取ることができない場合、どうすればよいですか？

予約は先着順ですので、他の日をお選びください。定員に達し次第、締め切ります。

### 予約の取り消しはいつまでに、どのように取り消せばよいですか？

予約日の前日（前開庁日）17:00 までに LINE での取り消しを行うか、予約専用ダイヤルまでご連絡ください。また、当日に急用等で予約を取り消す場合も同様に、予約の取り消しをお願いします。

### 当日の予約した時間を変更したい場合、どうすればよいですか？

当日の予約時間の変更はできません。予約の取り消しを行い、新たに別日の予約をしてください。

### 2人分を同じ時間に予約はできますか？

1 枠の予約で 1 人分の申告相談ができます。同一世帯の 2 人以上の申告を行う場合は、連続する時間帯を人数分予約してください。

（例）夫婦それぞれが申告をする場合は、2 人分の予約が必要です。× 9:00～  夫  妻 ○ 9:00～  夫  9:30～  妻

### 以下の内容は、税務署で申告してください

青色申告	雑損控除	外国税額控除	先物取引	暗号資産取引	贈与税	消費税
個人間の土地、建物の売買・交換等申告				株式等の譲渡、上場株式等の配当所得		
過年度の確定申告、更正の請求、修正申告				初年度の住宅借入金等特別控除		
住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別控除、認定住宅等新築等特別控除						

詳細は、冊子またはホームページをご確認ください▶

※冊子は、市報行方 1 月号に同封しています。なお、各庁舎の窓口でも配布しています。



市公式 HP



国税庁 HP



【問い合わせ】  
税務課（麻生庁舎）  
☎ 0299-72-0811